

斑鳩町建設工事写真の取扱い

1 工事写真の種類

工事写真には、次の種類のものにより構成される。

- ① 工事状況写真（着手前・施工中・完成・安全管理等）
- ② 出来形管理用写真（出来形確認写真）
- ③ 災害写真（工事中の災害写真）

2 撮影方法

工事写真撮影については、工程の進捗にあわせて撮影することとなるが、工種によっては撮り直しができなくなることもあることから、撮影技術（露出・シャッター速度・絞り・焦点・光源）に十分注意して、撮影不良が起こらないようにし、同一箇所であっても2枚以上の撮影、または2台のカメラで同時撮影を実施することが必要である。このうち監督員の立会いが必要な工種の撮影にあたっては、その都度協議し実施するものとする。

《撮影に際しての注意点》

- ① 工事着手前の写真と工事完成後の写真は、概ね同方向、同一箇所で撮影を行い、対比して確認できるものであること。
- ② 工事施工写真については、工種及び構造物ごとに測点及び変化点部分で撮影を行い、寸法確認写真については、リボンテープ等を当てることにより寸法が読み取れるよう、被写体の中心で直角の位置から撮影し、正確な寸法表示がなされるよう十分注意をすること。また撮影角度による誤差を無くすために、測定尺の読み目に糸を張る等の工夫をすれば、地形等の関係上どうしても鋭角でないと撮影できない場合でも、寸法が判然と読み取れる写真を撮影することができる。
- ③ その他撮影質量等については、国・県の基準を参考に監督員と協議しながら、計画的に実施し、関連付けのはっきりとした、かつ目的に合致する写真を撮影するようにしなければならない。

3 写真の整理

工事写真としての条件が完全に満たされている写真が撮影されていても、整理方法が悪いと、見にくいばかりではなく、工事写真としての価値が半減する。写真は撮影順に、漫然と貼り付けるのではなく工種・種別・細別または名称ごとに分類し、

関連ある整理をしなければならない。

《整理の要領》

(1) 写真の大きさ及び色彩

写真の大きさはサービスサイズを標準とし、フルカラーとする。

ただし、次の場合は監督員と協議のうえ、別の大きさとすることができる。

- 着手前、完成写真等をつなぎ写真とした方がよいもの。
- その他監督が必要と認めるもの。

(2) アルバム

アルバムは、A4版タテ長綴じを原則とし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定し、いずれの場合も表紙には、工事番号・工事名称・工期・請負者氏名を記入すること。

(3) 貼り付けの順序

ア 工事状況写真

- 工事着手前の写真
- 工事完成写真

(これらを対比して分かりやすく整理する)

イ 出来形管理写真

- 工種ごと、測点ごとの寸法確認写真
- 工事ごと、測点ごとに完成した埋戻し後の写真
- 品質管理写真

ウ 工事状況写真

- 工事施工中写真（施工順）
- 検査検収写真
- 埋戻し写真
- 試堀等の写真

エ 安全管理写真及びその他の写真

- 上記について、整理を行いア～エまで項目ごとに1冊または分冊等で提出すること。
- 写真の整理は原則として項の左上より下に向かって行うこと。
- 上記3-(3)-イについては、一連工事の撮影順序ではなく、工種、種別、細別について測点ごとに整理し、工種ごとに見出しを付けること。

- ① 工種・種別または細別ごとに順序は工事施工順とする。また、材料検収の写真については、各々工種別とすること。
- ② 写真には小黒板を写し込み、出来形管理用写真等の場合は実測寸法と設計寸法を併記すること。

4 デジタル写真の使用について

ネガフィルムカメラによる焼き付け写真に代えて、デジタルカメラにより撮影し、高品位紙にプリントアウトした写真については、下記の要件を満たした場合は認めることとする。

(1) 解像度・ファイル形式等

デジタル写真の解像度は、黒板、スケール等の文字が判読できることを指標とする(200万画素程度)。また、電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式を原則とし、写真の信憑性を考慮し、デジタル写真の編集(明るさ補正等)は一切認めない。ただし、着手、完成写真の種別により、つなぎ合わせが必要な場合は、監督員と協議した上でのパノラマ合成等は認めることとする。

(2) 写真の大きさ

ネガフィルムカメラと同様に焼き付ける場合の写真の大きさは、サービスサイズ程度とし、市販ソフト等により配置し出力する場合は、A4高品位紙を標準とし、3枚貼り付けることができる大きさとし、印刷するだけでなく、罫線等により説明書等「見出し」を付け整理すること。

(3) 電子媒体

請負者は監督員から電子媒体の提出を求められた場合は、CD-Rを原則とし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出すること。その他の場合は、請負者において保存しておくこと。

(4) その他

デジタル写真とフィルム写真が混在する場合は、A4高品位紙とするか、焼き付けてアルバムに貼り付けるかどちらかに統一することとする。またA4高品位紙にフィルム写真を貼り付ける場合は、スキャナ等によりJPEG形式で読み取り、貼り付けることとする。

付 則

この取扱いは、平成21年7月1日から施行する。